

2019年度 早稲田大学大学院法務研究科
学部3年次生特別入試枠
「人材発掘」入試法学既修者認定試験
民 事 訴 訟 法
(出題の趣旨)

【出題の趣旨】

本問は、民事訴訟手続での主張に関する規律と、証明責任の意義と適用について問うものである。いずれも、民事訴訟法の教科書に必ず触れられている問題である。

1については、①が所有権についての権利自白、②が所有権喪失の抗弁、③が②の抗弁に対する積極否認となる。権利自白については、通常的事実自白との違いを意識しつつ、事実自白で認められる効果（審判排除効、不可撤回効）が認められるかについて検討することが求められる。また、②と③については、抗弁の意義及び否認との区別を明らかにしつつ、それぞれについての的確に位置づけを述べるが必要になる。そして、否認された事実については証拠等による認定が必要になることを論じていくことになる。

2については、②の事実が存否不明になっていることから、証明責任（どちらの当事者が不利益を受けるのか）が問題になることを示し、証明責任の分配に関する自己の立場を述べていくことになる。そして、抗弁事実について存否不明の場合は、その抗弁を主張する当事者が証明責任を負担し、裁判所は請求認容判決をすべきことになる。

以上